

生活安全の手引き



平成 2 5 年 2 月改訂

在マイアミ日本国総領事館

目 次

はじめに	P 1
1 防犯上の基本的な心構え	P 2
2 海外の安全に関する情報収集	P 2
(1) マイアミ総領事館の安全情報提供	
(2) 外務省の海外安全ホームページによる情報提供	
3 管内の犯罪発生状況	P 3
(1) フロリダ州概況	
(2) 州内の治安情勢	
(3) 日本人の被害状況	
(4) 最近の増加している犯罪	
4 防犯上の具体的な留意事項	P 6
(1) 殺人、強盗等の凶悪犯罪に巻き込まれないために	
・ 自動車を運転する際の注意事項	
・ 現金自動預払機（ＡＴＭ）を利用する際の注意事項	
(2) 空き巣や押し込み強盗に遭わないために	
・ 住居地の選定	
・ 住居の物理面での安全確保	
・ 生活面での安全確保	
(3) 置き引き、スリ等の盗難被害に遭わないために	
(4) 車上狙い、自動車盗の被害に遭わないために	
(5) その他の注意事項	
5 犯罪の被害に遭ったら	P 9
(1) 警察への通報	
(2) 旅券（パスポート）を盗まれたら	
6 当地の交通事情	P 10
(1) 概要	
(2) 注意事項	
7 交通事故にあったら	P 11
8 まさかこの程度で逮捕？	P 11
9 自然災害対策	P 15
10 テロ対策	P 15
(1) テロを巡る情勢	
(2) 対応策	
最後に・・・総領事館からのお願い	P 16

はじめに

在マイアミ日本国総領事館では、皆様の安全対策の一助として、フロリダ州における犯罪情勢や事件・事故、トラブルの事例等を基に「生活安全の手引き」を作成いたしました。

皆様の「太陽溢れるフロリダ州」での生活を、より快適で安全なものとするためにも、是非ご一読ください。また、お気づきの点がございましたら、総領事館までご連絡をお願いいたします。

マイアミ総領事館からの情報提供

当館では、メールマガジン配信サービスにより、フロリダ州の治安情報やハリケーン等の緊急情報をEメールで配信しています。ご利用を希望される方は、下記サイトで登録をお願いいたします（登録には在留届の提出が必要となります）。

◎メールマガジン配信サービス登録

http://www.mailmz.emb-japan.go.jp/cmd/miami_us.html

◎在留届電子届出システム（外務省ORRnet）

<http://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

在マイアミ日本国総領事館（Consulate-General of JAPAN in MIAMI）

80 S.W. 8th Street, Suite 3200, Miami, Florida 33130

TEL 305(530)9090（代表） FAX 305(530)0950

当館では、犯罪に関する情報提供や相談の受け付けを行っています。犯罪被害に遭われた場合、或いは犯罪に関する情報をお持ちの場合は、当館までご連絡ください。ご協力をお願いいたします。

1 防犯上の基本的な心構え

(1) 情報収集の励行

危険を回避し安全を確保するためには、日常の行動範囲や出張・旅行先の必要な情報を得ておくことが大変重要です。インターネット、テレビ、ラジオ、新聞等を活用し、それぞれの地域で何が起きているのかを把握しましょう。

(2) 自分と家族の安全は自分達で守る

海外では、言葉、制度、習慣の違いから、現地の警察、行政機関等が思うように動いてくれない場合がよくあります。日本ほど治安の良い国は、世界中を探してもなかなかありません。日頃から、日本とは違うという認識を持ち、「自分と家族の安全は自分達で守る」との心構えが大切です。

(3) 予防が最大の危機管理

予防こそが最大の危機管理であることを肝に命じ、「今、何が危険なのか」、「自分は大丈夫か」等を常に点検することが大切です。

(4) 安全のための3原則

- ア「目立たない」：場違いな服装、派手な服装や装飾品、高級車等を避ける
- イ「行動を予知されない」：違う道、時間を選ぶ（行動をパターン化しない）
- ウ「警戒を怠らない」：慣れた時が要注意

2 海外の安全に関する情報収集

安全に関する情報収集は、事件・事故やトラブルの防止策として、海外生活では欠かすことのできないものです。日頃から、安全に関するニュースに注意を払うよう心がけてください。

(1) 在マイアミ総領事館の安全情報提供

当館では、ホームページやEメールによる治安情報の提供を随時行っています。

◎ 在マイアミ総領事館ホームページ

<http://www.miami.us.emb-japan.go.jp/index.htm>

(2) 外務省の海外安全ホームページによる情報提供

外務省では、「海外安全ホームページ」上で危険情報、スポット情報、広域情報など、治安や安全対策等の各種情報提供を行っています。

◎ 外務省海外安全ホームページ

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

3 管内の犯罪発生状況（後掲の犯罪統計参照）

（１）フロリダ州概況

2011 年中のフロリダ州の犯罪発生件数は 769,480 件で、前年比マイナス 0.1 ポイントと、ほぼ横ばいでした。人口 10 万人当たりの犯罪発生率は 4,100.8 件で、全米 50 州中のワースト第 5 位でした。フロリダ州マイアミ・デード郡と、ほぼ同じ人口の京都府を比較すると、マイアミ・デード郡は犯罪総数で約 3.7 倍、殺人や強盗は、何と約 10 倍発生しています。また、フロリダ州で発生した殺人、強盗、強姦の半数以上に銃器が使用され、「銃社会」の特徴が顕著に現れています。

表 1 フロリダ州と日本の犯罪比較 (2011 年)

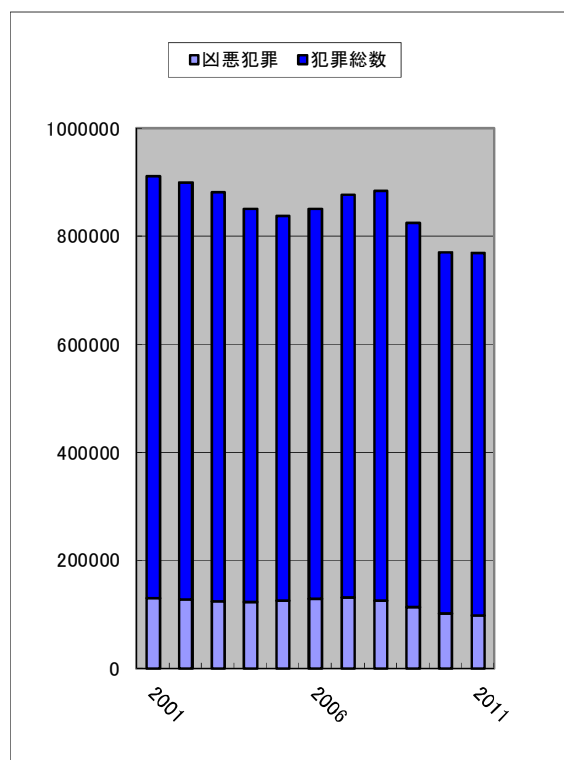
	フロリダ州	日本	マイアミ・デード郡	京都府
人口	18,905,048	127,817,277	2,516,515	2,636,092
犯罪総数	769,480	1,480,765	138,109	3,7810
殺人	985	1,051	218	27
強盗	25,617	3,673	6,157	63
強姦	5,273	1,185	638	18
窃盗	499,611	1,133,121	95,562	28,836

表 2 州内犯罪種別発生件数 (2011 年・2012 年：上半期)

種 別		2011年上半期	2012年上半期(前年比)
凶 悪 犯 罪	殺 人	472件	479件 (+1.5%)
	強 姦	2,681	2,684 (+0.1%)
	強 盗	12,228	11,247 (-8.0%)
	暴 行	31,737	30,027 (-5.4%)
窃 盗	侵 入 盗	80,170	75,502 (-5.8%)
	スリ, 置引等	224,779	218,016 (-3.0%)
	自 動 車 盗	18,902	18,652 (-1.3%)
合 計		373,340	359,051 (-3.8)

表3 フロリダ州の犯罪発生件数（過去10年間）

年	総数(人口10万人当り)	うち凶悪犯罪(左同)
02	900,155 (5,398)	127,905 (767)
03	881,615 (5,164)	124,236 (728)
04	850,490 (4,855)	123,697 (706)
05	838,955 (4,715)	125,957 (708)
06	849,926 (4,632)	129,501 (705)
07	876,981 (4,694)	131,781 (705)
08	883,905 (4,699)	126,072 (670)
09	824,559 (4,398)	113,415 (605)
10	770,518 (4,105)	101,906 (543)
11	769,480 (4,070)	98,183 (519)



※凶悪犯罪は殺人、性犯罪（強姦・強制猥褻）、強盗及び加重暴行

（2）フロリダ州内の治安情勢

郡別の犯罪発生件数上位は、マイアミ・デード郡、次いで同郡の北に隣接するブラワード郡、オーランドを抱えるオレンジ郡の順となっています。犯罪発生件数は、2002年から徐々に減少しているものの、依然として、日本とは比べものにならないほど多発しており、引き続き注意が必要です。

また、マイアミ市中心部でも、ダウンタウンの北部地区（リトル・ハバナ、リトル・ハイチ、モデル・シティ（リバティー・シティ）、アラパタ）では、銃器を使用した殺人、強盗事件等が多発していますので、同地区には、不用意に立ち入らないことをお勧めいたします。

表4 マイアミ・デード郡内犯罪発生件数(上位5市)

2011年	
都 市 名	総 数
マイアミ市	26,097
マイアミ・ビーチ市	9,607
ハイアリア市	8,809
マイアミ・ガーデンズ市	6,471
ノース・マイアミ市	3,987

表5 州犯罪発生件数(上位5郡)

2011年			
郡 名	総 数	殺人	強 盗
マイアミ・デード郡 人口 2,480,597人	138,109 (5,488.1)	218	6,157
ブラウワード郡 人口 1,750,756人	79,698 (4,546.0)	59	3,474
オレンジ郡 人口 1,110,155人	59,659 (5,154.8)	92	2,232
パームビーチ郡 人口 1,286,461人	52,369 (3,950.1)	67	1,881
デュバル郡 人口 901,271人	44,522 (5,149.4)	76	1,664

※ () は人口10万人当たりの犯罪発生件数

※ 米国の犯罪統計は、罪種を表2のように7罪種に限定しており、日本とは統計のとり方、犯罪の定義が異なるものがあるなど単純な比較はできませんので、あくまでも目安として御理解願います。

(3) 日本人の被害状況

邦人被害の多くは、車上狙い、置引き、スリ、空き巣等の盗難被害です。被害場所は、オーランド、マイアミ・ビーチ、マイアミ市街地(ダウントウン)などのテーマ・パーク、繁華街、ショッピング・モール、空港等、主に不特定多数が集まる場所で発生しています。

(邦人の犯罪被害事例)

<強盗>

- マイアミ市内のダウントウンを走るメトロムバー(無人モノレール)の車内において、男性2名と乗り合わせた際、同2人からいきなり頭部を殴られ、現金、旅券、免許証等在中のバッグを強奪された。
- 早朝、マイアミ・ビーチのリンカーン・ロードを夫婦で歩いていたところ、自転車に乗った黒人の男にいきなりけん銃を突き付けられ、現金等の入ったショルダーバッグを強奪された。
- 深夜、マイアミ・ビーチのワシントン通りを一人で歩いていた際、2人組の男に声をかけられ、脇道に入った途端、背後から首を絞められて携帯電話、財布等を強奪された。

- ノース・ベイ・ビレッジの自宅に、仕事を終えて帰宅したところ、自宅駐車場において男にけん銃を突きつけられ、現金、旅券等在中のショルダーバッグを強奪された。
- ノース・マイアミに所在するアパートの部屋に1人で居たところ、ドアをノックされたため開けた途端、いきなり拳銃を突きつけられた。その後、数名の男が部屋に押し入ってきて、現金、旅券、パソコン等を強奪された。

<窃盗>

- マイアミ市内リトルハイチ地区のガソリンスタンドに立ち寄った際、給油後、買い物をしている間に、車内に置いてあったカバンを盗まれた。
- オーランド市内のホテルのテニスコートにおいて、男性2人組に話しかけられた隙に、現金、旅券等在中のウエスト・ポーチを盗まれた。
- マイアミ・ビーチの砂浜において、3～4分間目を離れた隙に、置いていた現金、旅券等在中のカバンを盗まれた。
- フォート・ローダーデールのショッピングセンターにおいて、ショッピング・カートに入っていた現金、旅券、クレジットカード等在中のカバンを盗まれた。
- マイアミ・ビーチのレストランで食事中、椅子に掛けていたハンドバッグを盗まれた。
- キーウエストにおいて、車両を駐車中に窓ガラスを破壊され、車内に置いていたバッグを盗まれた。
- マイアミ・ビーチのナイト・クラブで踊っていたところ、帰り際に肩に掛けていたポーチのファスナーが開いていることに気付き確認すると、現金とパスポートを盗まれていた。

4 防犯上の具体的な注意事項

(1) 殺人、強盗等の凶悪犯罪に巻き込まれないために

マイアミ・デード郡における凶悪犯罪の多くは、マイアミ・ビーチ市内、マイアミ市街地（ダウントウン）及びその周辺部の特定地域で発生しています。凶悪犯罪の被害に遭わないためには、「**危険な地域に立ち入らないこと（未然の危機管理）**」が極めて重要です。また、けん銃等の凶器を突き付けられた場合は、「**身の安全を第一に考え、相手の要求以外の行動は取らず、金銭は諦めること**」が大切です。また、依然として駐車場、ガソリン

スタンド、夜間のファスト・フード店等においては、高い確率で犯罪が発生する傾向にありますので、以下の事項を参考に十分注意してください。

＜自動車を運転する際の注意事項＞

- 目的地までのルートを事前に確認しておく。
- 道に迷った時は、安全に駐車できる明るい場所で現在位置の確認を行う。
- 車が故障した場合は、ドアをロックし、ハザードランプを点灯させて、速やかにロード・サイド・サービスに連絡する。
- 給油時など車から離れる際はもちろん、乗車中でも常にドアをロックする。特に信号待ちのときは要注意。
- バッグ等は、外部から見える位置に置かない。
- 駐車する時は人気のない場所や暗い場所を避け、管理者のいる明るい場所を選ぶ。
- 緊急時に備え、電話番号リストを準備しておく。（警察への緊急通報は９１１）
- 地理が不案内な場所を移動する際は、大通りを通行する。

＜現金自動預払機（ＡＴＭ）を利用する際の注意事項＞

- 周囲の確認
使用前には、周囲に不審者がいないかどうかを確認し、機械の操作中も常に周囲の状況に注意する。ＡＴＭには鏡が設置されたものも多いため、操作中は同鏡で後ろの状況にも注意する。異常を感じた場合は直ちに操作を中止して、その場を離れる。できる限り、２人以上で利用し、利用中は連れの方に周囲を確認してもらう。
- 操作終了時
現金を引き出した後は、その場で現金を数えることなく、できるだけ早くその場を離れる。もし異常を感じた場合は警察に通報し、商店など人の多い最寄りの安全な場所に移動する。

（２）空き巣や押し込み強盗に遭わないために（住居における安全確保）

ア 住居地の選定

住居選定の際は、生活のしやすさ、教育環境、職場への交通環境等を検討しますが、会社の同僚、知人等の意見を参考に「地域の安全性」も用件の一つに加えて検討してください。

一般的には、以下のような場所は避けた方がよいと考えられます。

- 周辺の商店、住宅等の大半が、鉄格子等で嚴重に囲まれている。
- 道路等にゴミが散乱し、壁等に落書きが多く、放置されている。

- 家屋や庭の手入れが、行き届いていない家が多い。
- 昼間に、大人同士がすることもなく、たむろしている。
- フリーウェイ等の出入口に近い。
- 高い植え込みで囲まれていたり、樹木が生い茂っていたりして、通りから見えない。
- 夜間、周辺の照明が十分でなく暗い。

イ 住居の物理面での安全確保

次のチェックポイントを参考に、住居の安全に留意して下さい。

＜建物の扉、窓、壁＞

- 玄関等の扉の鍵は強固か、ドアチェーンはついているか。
- 玄関扉に覗き穴、インターホンなど訪問者の確認手段があるか。
- 玄関扉の周囲に、手を伸ばして玄関扉の鍵を開けることができる窓はないか。
- 扉、窓とその枠、鍵は頑丈で、センサーなどの侵入警戒装置が付いているか。
- 建物の壁、屋根、床下など、建物全体として侵入されにくい構造か。

＜庭、車庫（一軒家の場合）＞

- 庭、車庫の照明は十分か。
- 植え込み、生け垣は隠れ場所とならないか。

＜玄関ロビー、駐車場（アパートの場合）＞

- 玄関ロビーや駐車場は、管理人又は守衛が管理しているか、機械警備が導入されているか。住民以外が、勝手に入れないようにしているか。
- 玄関ロビー周辺及び駐車場の照明は十分か。
- 夜間の玄関ロビー出入口、駐車場の管理は万全か。
- 守衛、カード読取機、テレビ監視装置などの管理は信頼できるか。
- 建物内に警報装置、防火設備、非常階段などはあるか。

ウ 生活面での安全確保

＜訪問者に対する注意＞

- 訪問者に対しては、すぐにドアを開けない。ドアチェーンをかけ、覗き窓やインターホンで相手を確認する。
- 連絡もなく工事人等が来た場合は、インターホンで用件、派遣元の電話番号を聞き、確認する。子供にも、知らない人が来たら絶対にドアを開けないように普段から言い聞かせる。

＜休暇など長期間不在とする場合＞

- 侵入警報装置があれば、必ずセットする。
- 新聞の配達を一時的に停止して、カーテンやブラインドを普段と同じにするなど、第三者に不在を察知されないようにする。

- 明かりにタイマーを付け、いつもと同じ時間に点灯するよう設定する。

＜ホテル滞在中＞

- 部屋を不在にする時は、貴重品をセーフティ・ボックスに保管する。また、テレビなどをつけたままにしておき、部屋に誰かいるように装うことも効果的。
- 室内にいる時は、必ずドアを閉めて鍵を掛け、ドアチェーンもかけておく。

（３）置引き、スリ等の盗難被害に遭わないために

置引き、スリ等の窃盗事件は、主に空港、ホテル、レストラン等不特定多数が集まる場所で発生し、日本人旅行者も被害に遭っています。被害の大半は、荷物から目を離した隙に発生していることから、「持ち物から目を離さないこと」が大切です。

- 場違いに派手な服装やアクセサリーを避け、いかにも旅行者という印象を与えない。
- 空港で見知らぬ人から話しかけられても、荷物から目を離さない。
- 現金は分散して所持し、貴重品は可能な限り身に付けるようにする。
- 空港内のバゲージ・クレームでは、手荷物を決して放置しない。
- 貴重品の入ったバッグやウエスト・ポーチは、しっかりと口を締め、体の前面で持つ。
- ホテルのチェックイン・アウト時は、荷物を両足で挟むか、目の届く机の上に置く。
- レストラン等で席を離れる場合には、決してカバン等を置いたままにしない。グループの場合には、必ず誰かが席に残って荷物を見張る。

（４）車上狙い、自動車盗の被害に遭わないために

- ショッピング・モール等に駐車する際は車上狙いに十分注意する。
- 駐車する時は、できるだけ明るく、人通りや車の交通量の多い場所を選ぶ。
- 車内の見える所にバッグ等を置かない。
- 車に盗難防止装置が付いていない場合は、アラームやハンドル固定器などを取り付ける。
- 長時間駐車する場合は、なるべく警備員のいる駐車場を利用する。

（５）その他の注意事項

- 緊急連絡先リスト（警察、病院、総領事館など）を常備する。
- 電話がかかってきた時は、相手が名乗るまで名乗らない。

５ 犯罪の被害に遭ったら

（１）警察への通報

ア 緊急時－緊急電話 ９１１（警察・消防・救急）

凶悪犯罪の被害や緊急事態に遭遇し、至急救援を求める必要がある場合は、９１１で警

察に通報してください（公衆電話はコインの必要なし）。

イ 緊急時以外

被害発生から時間が経過した場合には、事件発生現場を管轄する警察署に連絡し、被害を届け出てください。正式な「事件報告書」（ポリスレポート）の入手には、通常1週間程度の時間を要しますが、その場合は受理番号等を記入した用紙「受理証明」を受領してください。

※この受理証明は、旅券等の再発給の疎明資料として必要になります。

(2) 旅券（パスポート）を盗まれたら

- 旅券を盗まれた場合、警察に届け出る。
- 日本総領事館にて再発給の手続きを行う。
- 再発給時の持参品：事前に総領事館にご確認ください。

通常、運転免許証等のID、顔写真2枚（縦45×横35ミリ）、警察の事件報告書又は受理証明、戸籍謄（抄）本（発行後6ヶ月以内）、手数料が必要です。

- 旅券再発給の時間的余裕がない場合

短期旅行者の方には、日本への帰国のみに使用する「帰国のための渡航書」を発行しています。

6 当地の交通事情

(1) 概要

2011年中のフロリダ州における交通事故死者数は2,398人で、全米ではテキサス州、カリフォルニア州に次いで第3位となっています。これは、1日に平均約6.6人が亡くなっている計算になります。また、飲酒運転による交通事故死者数が全体の約36%を占めています。※ 2011年の日本全国における交通事故死者数は4,612人。

交通事故死者数（上位3州）

順位	2011年	
	州名	死者総数(前年比)
1	テキサス	3,016(-18人)
2	カリフォルニア	2,791(+76人)
3	フロリダ	2,398(-47人)
全米合計		32,367 (-518人)

(2) 注意事項

- 事故に巻き込まれないよう、前後左右、周囲の車両への注意を怠らない。

- 大型車両の後方を走行する際は、車間距離をとって十分注意する。
- 予測運転を心がけ、十分な車間距離をとる。
- スピードの出し過ぎに注意する。
- 飲酒運転は絶対にしない。

7 交通事故にあったら

(1) 停車する

事故にあったときは安全且つ速やかにその場所に停車し、負傷者がいる場合は必要に応じて救急車（９１１）を呼ぶ等、負傷者の救護処置を優先してください。

(2) 報告

事故については、管轄警察署やフロリダ・ハイウェイパトロールへの通報義務があります。

事故を起こしてしまった場合は、速やかに警察（９１１）へ通報し、保険会社にも連絡を行ってください。

(3) 出廷

事故を起こして起訴された場合、裁判所に出頭しなければいけません。法廷では、事故状況を説明する機会が与えられた後、判決が下されます。事故発生後、何もせず立ち去った場合は、法律により一層厳しい判決が下されることになります。

(4) その他注意事項

ア 二次災害防止

事故後はハザードランプを点灯させる等、二次災害防止に心掛けてください。また、事故現場などでパトカー、救急車等が警告灯を点滅させて路肩で作業している場合、緊急車両のすぐ横の車線を走行してはいけません。但し、緊急車両の横の車線を通らなければならない場合は、法定速度より２０マイル減速することが義務付けられています。

イ 事故の説明を確実に行う

事故当事者は、運転免許証、車の登録証、保険会社の連絡先等の情報を相互に交換するとともに、相手方の警察官への説明をよく聞いて、反論があればその場で行うようにしてください。警察官がレポートを作成してからの申し立ては、受け入れられない場合があります。

8 まさかこの程度で逮捕？

日米の文化・習慣の違いにより注意しなければならないことは色々ありますが、警察官への対応もその一つです。

(1) 警察官と対応する際の一般的な注意

○ 興奮したり、悪態をついたりしないこと

警察官から何らかの違反を咎められたり、指示を受けた場合、不服があっても、決して興奮したり、悪態をついてはいけません。明らかに非協力的な態度に出ると、状況によっては証拠隠滅と見なされ逮捕されます。

(2) パトカーに停車を命じられた場合

○ パトカーがランプを点滅させ車の後方についたら、「道路脇に停車しなさい」という意味ですので、速やかに道路右端に寄って止まりましょう。

○ パトカーに停車を命じられた場合、警察官が来るまで、待っていなければなりません。

警察官がなかなか来ないからといって、自分から車を降りてパトカーに近寄ったり、その場から走り去ったりしてはいけません。

○ 武器等を所持していないことが分かるように、両手をハンドルに置いて待ちましょう。

○ 免許証をトランク内や後部座席のバッグに入れている時など、身に付けていない場合は、警察官と対話した後に許可を受けてから取り出すようにしましょう。

(3) 実際に問題となった事例（他州の事例も含む）

事例1

無意識にふらつき運転をしたら、覆面パトカーに停車を求められ、男性刑事からいきなり銃を突き付けられ、車から降ろされて手錠を掛けられた。

問題点

米国では、蛇行運転をすると、酒酔いや過労運転のみならず、麻薬中毒を疑われます。この場合、受傷事故防止のため不審者への職務質問に際し、銃を構え、手錠を掛けた可能性があります。

事例2

交通整理をしている警察官の制止を無視し、道路を横断したところ逮捕された。

問題点

目の前に警察官がいるにも係わらず、「道を渡るくらい」程度の軽い気持ちで、つい横断してしまっただけですが、米国では警察官の指示は絶対に守らなければなりません。

事例3

深夜、駅で酔っぱらって寝込んだところ、警察官から声を掛けられた。うるさがって手で払いのけようとしたら逮捕された。

問題点

米国では、公共の場で酩酊して騒ぐなど、警察官に反抗的態度をとれば、逮捕の対象となります。

事例4

邦人女性がホテルでの料金トラブルを巡り、フロントで交渉しているところへ警察官が臨場した。警察官は説明を受けながら内容をメモした後、フロントのカウンターへクリップ・ボードを置いた。たまたま女性が、そのクリップ・ボード上に手を置いたところ逮捕された。

問題点

日米では、公務執行妨害に対する解釈に大きな差があるという典型的事例です。警察官の身体や所持品は、たとえ拳銃等でなくとも絶対に触ってはいけません。公務執行妨害で逮捕されます。

事例5

夫婦が観光地の娯楽施設で、些細なことから口論し、夫が妻の顔を叩き、先にホテルへ引き返した。鼻血を出した妻は、救護施設で応急処置を受けたが、その際、「ハズバンド、パンチ」と原因を説明した。通報により臨場した警察官に、暴力行為と判断された夫は逮捕され、妻が「仲直りした。逮捕しないで欲しい」と懇願しても聞き入れられなかった。夫は2日後、保釈金千ドルを支払って釈放された。

問題点

米国では、通報があつて警察官が臨場した場合は、必ず両者を隔離し、明らかな暴力の痕跡があれば必ずといっていいほど逮捕されます。

事例6

幼い子供を連れて買い物中、子供がぐずって言うことを聞かないので、「静かにしなさい」と言いながら子供を叩いた。店からの通報で駆けつけた警察官に、幼児虐待容疑で逮捕された。

問題点

日本ではよく見られる光景ですが、米国では幼児虐待が「大きな社会問題の一つ」になっていますので、躰のつもりでも叩いたりすると逮捕されかねません。

事例7

子供を連れ車で買い物に出かけたところ、子供が寝てしまったので、そのまま車内に寝かせておいた。買い物を終えて車に戻ると警察官が子供を保護しており、親は幼児放置により逮捕された。

問題点

米国では、たとえ大事に至らなくても、幼児を放置すれば逮捕されます。

事例 8

日本から州内のテーマ・パークに訪れていた邦人夫婦が、同テーマ・パーク内において些細なことから口論となった。妻が怒り出してホテルに戻ろうとしたため、夫が妻の腕をつかんで止めようとしたところ、この様子を見ていた警備員の通報により、夫婦間暴力として邦人男性が警察官に逮捕された。

問題点

米国では家庭内暴力が社会問題となっており、警察も厳しい対応をとっています。

事例 9

邦人留学生が写真のフィルムを現像に出したところ、ホームステイ先の幼児の入浴姿が写っていたため、写真屋の通報で駆けつけた警察官に児童ポルノ法違反容疑で逮捕された。

問題点

米国では、児童ポルノが大きな社会問題になっており、子供の裸が写っていると警察に通報されます。たとえ自分の子供であっても、不用意に裸の写真を撮影したりすると警察沙汰になりかねません。

事例 10

邦人女性が米国人男性と離婚し、夫婦間には子供が1人いたが、邦人女性が夫の同意を得ないまま日本に子供を連れて帰国した。後日、誘拐罪として夫に訴えられた。

問題点

フロリダ州においては、離婚後の子供の親権については共同親権となるケースが多く、このような場合、一方の親権者の同意を得ずに子の居所を移動させること（親が日本に帰国する際に子を同伴する場合も含む）は子を誘拐する行為とみなされています。国際結婚の場合は、このような事情にも注意する必要があります。

(5) このような事にもご注意下さい！

- 住宅地における通学時間帯等では、制限速度が低く設定されており、うっかり標識を見落とすと思わぬ速度超過となります。速度標識を見落とさないよう、気を付けましょう。
- フロリダ州法では、5歳以下の幼児は、後部座席に設置されたチャイルド・シートに乗車させなければなりません。助手席にチャイルド・シートを付けたり、大人が抱いているとパトカーに停車を命じられることとなります。

- 多額の現金を持ち込もうとした日本人が、空港で税関職員に禁制品取引を疑われ、当該現金を没収（捜査のため数週間一時預かり）されるという事案が発生しています。入国時の申告を確実にを行うとともに、多額の現金持ち込みには十分注意してください。

9 自然災害対策

6月から11月の間は、ハリケーン・シーズンです。シーズン中はハリケーンの襲来に備え、最新の気象情報の収集に努め、停電用備品（懐中電灯、乾電池、水、非常食、ラジオ、カセットコンロ等）の確保、ハリケーン・シャッター等家屋の保全措置、避難先の確認等の準備が大切です。総領事館のホームページ(<http://www.miami.us.emb-japan.go.jp/index.htm>)にハリケーン対策を掲載していますので参照してください。

ハリケーンの情報、当地国立ハリケーンセンター（National Hurricane Center）から詳細な情報が提供されます。

◎ 国立ハリケーンセンター

電話 305-229-4470 : ホームページ (<http://www.nhc.noaa.gov/>)

10 テロ対策

(1) テロを巡る情勢

現在のところ、テロの脅威・兆候を示す具体的な情報は把握されていません。しかし、フロリダ州は中南米・カリブへの玄関口となっていること、海岸線が続いているため警戒の手薄な海上からテロリストの潜入が比較的容易であること、多種多様な人種が多数居住しており、テロリストが容易に地域社会に紛れやすいこと等の特徴があり、テロリストの潜入・潜伏拠点として利用される可能性が排除できません。実際、タンパ市に居住する25歳の男が、同市において銃器や車両爆弾等を使用したテロを企て治安当局に逮捕された事件が発生しています。テロ情報については、外務省の「海外安全ホームページ」

(<http://www.anzen.mofa.go.jp/>) をご参照ください。

(2) 対応策

ア 情報の収集

平素からテレビ、ラジオ、新聞等の最新情報に注意してください。

イ 注意すべき場所

政府施設はもとより、空港、駅、スタジアム、アリーナなど人が多く集まる場所はテロの標的となる可能性があります。このような場所では周囲の状況を良く観察して、不審者や不審物など危険な兆候がないか十分注意してください。

ウ 不審物発見時の措置

爆発物の疑いがある不審物件を発見した際は、不用意に触ったりせず、速やかに容疑物件から遠ざかり、警察に通報して下さい。

エ 万一爆弾テロに遭遇したら

爆発音を聞いたらすぐその場に伏せ、身近で爆発事件が発生した場合には直ちに現場から離れてください（第1の爆発をおとりに、第2の爆発が起こる可能性もある）。

1 1 緊急連絡先

◎在マイアミ日本国総領事館：305-530-9090

（夜間や休日でも緊急の場合は、緊急電話受付につながります）

◎警察・消防・救急：9 1 1

◎警察：緊急以外

マイアミ市警察	: 3 0 5 - 5 7 9 - 6 1 1 1
マイアミ・ビーチ市警察	: 3 0 5 - 6 7 3 - 7 9 0 0
マイアミ・デード郡警察	: 3 0 5 - 4 7 6 - 5 4 2 3
オレンジ郡警察	: 4 0 7 - 2 5 4 - 7 0 0 0
デュバル郡警察	: 9 0 4 - 6 3 0 - 2 1 2 0
ヒルズボロウ郡警察	: 8 1 3 - 2 4 7 - 8 0 0 0
ブラワード郡警察	: 9 5 4 - 8 3 1 - 8 9 0 1

最後に・・・総領事館からのお願い

皆様、「在留届」は提出されているでしょうか。

外国に3ヶ月以上滞在する日本人は、旅券法に基づき現地の大使館や総領事館に在留届を提出することになっています。

在留届は、大規模な事故、トラブル、自然災害等が発生した際の安否確認、在外選挙人登録、教科書の配布、各種証明書の発給など、皆様の海外生活を支援するもので、外務省ホームページ「ORRネット」(<http://www.ezairyu.mofa.go.jp/>)でも手軽に手続きができるほか、総領事館宛の郵送又はFAX（305-530-0950）でも可能です。届出用紙は、当館窓口やホームページ(<http://www.miami.us.emb-japan.go.jp/index.htm>)から入手できますので、まだ提出されていない方は、お早めに提出くださいますようお願いいたします。また、転居、ご家族の移動など記載事項に変更があった時や帰国の際にも、必ずご連絡ください。

MEMO

出典：フロリダ州法執行局（FDLEA）、連邦捜査局（FBI）、米運輸省道路交通安全局（NHTSA）、警察庁の各統計資料